



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 市営土地改良事業に係る換地処分の届出（村づくり計画課）…………… 1
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出・2件（水産課）…………… 1
- 指定管理者の指定（企業立地推進課）…………… 2
- 指定管理者の指定（情報産業振興課）…………… 2
- 指定管理者の指定（スポーツ振興課）…………… 2

告 示

沖縄県告示第13号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、宮古島市長から宮古島市オホナ東地区（団体営農山漁村活性化対策整備事業）の換地処分をした旨の届出があった。

令和3年1月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第14号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和3年1月15日から同月29日まで渡嘉敷漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和3年1月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 発起人の住所及び氏名 渡嘉敷村字渡嘉敷1918番地の2 玉城繁、渡嘉敷村字渡嘉敷1918番地の2 藤原史明
- 2 加入区 渡嘉敷加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 渡嘉敷漁業協同組合

沖縄県告示第15号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和3年1月15日から同月29日まで那覇市沿岸漁業協同組合事務所、那覇地区漁業協同組合事務所及び沖縄県近海鮪漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和3年1月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 発起人の住所及び氏名 那覇市字安謝620番地13 前田喜紀、那覇市字安謝620番地57 伊礼かおる、那

- 那覇市安謝2丁目11番20号2階 川田正也
- 2 加入区 那覇北加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 那覇市沿岸漁業協同組合、那覇地区漁業協同組合及び沖縄県近海鮪漁業協同組合

沖縄県告示第16号

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例（昭和62年沖縄県条例第42号）第6条の規定により、沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区の指定管理者を次のとおり指定した。

令和3年1月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定管理者となる団体 株式会社沖縄ダイケン 那覇市おもろまち1丁目1番12号
- 2 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

沖縄県告示第17号

沖縄IT津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例（平成21年沖縄県条例第21号）第6条の規定により、沖縄IT津梁パーク施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和3年1月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定管理者となる団体 株式会社沖縄ダイケン 那覇市おもろまち1丁目1番12号
- 2 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

沖縄県告示第18号

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第28号）第6条の規定により、奥武山総合運動場の指定管理者を次のとおり指定した。

令和3年1月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定管理者となる団体 奥武山パークマネジメント
 代表者 株式会社トラステック 那覇市鏡原町7番1号サンパークー松3-C
 株式会社KEI L I N E R 浦添市内間二丁目6番22号ニューシャインビル
 401
 沖電開発株式会社 浦添市牧港四丁目11番3号（おきでん牧港ビル）
- 2 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階</p>
--	---